

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付基準

第1 目的

生活福祉資金運営委員会における貸付審査を公平かつ適正に行うため、貸付審査基準を定めるものとする。

第2 貸付対象世帯

資金貸付の対象となる世帯は、償還の見通しが立てられる世帯で次の各号に該当する世帯であること。

- (1) 低所得世帯にかかる収入は、生活保護法にいう生活扶助基準の概ね 1.7 倍以内（世帯状況により別に定める）とする。
なお、住民票上は別世帯の者であっても、同一建物で暮らしている場合、又は生計が一の場合は同一世帯とみなし、世帯の収入に入れるものとする。
- (2) 障害者世帯（身体障害者、知的障害者又は精神障害者の属する世帯）にかかる収入については、上限は設けないが、償還の際に生活保護基準以上の生活が送れる見通しが立てられる世帯であること。
- (3) 高齢者世帯にかかる収入は、生活保護法にいう生活扶助基準の概ね 2.5 倍以内とする。
- (4) 高齢者世帯は、日常生活上療養（入院等）又は介護をする高齢者が属する世帯とする。
なお、日常介護を要する状態とは、介護保険法にいう要介護 1 以上に該当する場合をいう。
- (5) 障害者世帯については当該障害者本人、又、高齢者世帯については当該高齢者本人のために必要と認められない場合には、上記（2）～（4）について対象外とする。
- (6) 暴力団員及び暴力団準構成員が属する世帯については対象外とする。

第3 貸付の条件

- (1) 県内に居住する方で、居住地と住民票住所が一致すること。
ただし、住居移転（転入に限る）に係る資金貸付の場合には、この限りではない。
- (2) 外国人については、在留カードを所持し、現在地に 6 ヶ月以上居住する永住者であること。
- (3) 同一世帯に対する資金の貸付けは、原則として同一資金 3 回を限度とする。
なお、生活福祉資金を滞納中の世帯に対しては、新たな貸付けは行わないものとする。
- (4) 連帯保証人は、原則として借受人の最終償還時において 65 歳未満とし、健康であり、連帯保証人一人の収入が連帯保証人世帯の本制度でいう低所得基準を上回る収入を有し、将来にわたって年金受給権のある者とする。
ただし、不動産担保型生活資金はこの限りではない。
- (5) 福祉資金の障害者用自動車の購入に必要な経費における自動車の購入にあたっては、原則として標準装備の車体本体価格・税・諸費用・身体障害者用の改造費の合計額から値引分を差し引いた額を総購入経費とし、総購入経費の 20% 以上の自己資金を負担するものとする。
なお、原則として障害を補完するために必要と認められるオプション以外は貸付の対象外とする。
- (6) 福祉資金の生業を営むために必要な経費にあたっては、次のいずれの要件も満たすものとする。
 - ①新規に生業を始める場合、総事業費の 20% 以上の自己資金（借入での調達は認めない。）を用意していること。
 - ②継続して生業を行う場合、設備等に要する経費を対象とし、財務諸表等の提出ができること。
 - ③税金を滞納していないこと。
 - ④公序良俗に反する恐れのある事業（性風俗関連特殊営業を含む）ではなく、当該事業に必要な免許・認可等を受けていること。
 - ⑤公的機関等による経営相談を受け、実現性の高い事業であると判断できるものであること。
 - ⑥貸付けを受けた場合、事業完了後 1 ヶ月以内に事業完了報告書の提出ができる。
- (7) 福祉資金の技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費にあたっては、当該技能を習得することで国家資格又は国家資格と同等の資格取得が見込まれ、取得した資格を通じて世帯の自立更生の見通しが立てられるものであること。
- (8) 総合支援資金にあたっては、失業以前に生計を維持していた世帯の生計中心者が失業後 2 年以内の場合を対象とする。
なお、連帯保証人を立てられない場合には、貸付総額は 100 万円未満とし、且つ、貸付期間は 6 ヶ月を限度とし延長申請は認めないものとする。
- (9) 他法他制度を優先することとし、同じ目的で他法他制度を利用している世帯は対象外とする。
- (10) 収入基準は、生活保護制度の基準額表を基本に算出することとする。
- (11) 社会福祉協議会並びに関係機関等による家計等の指導及び世帯の自立に向けた助言等を受けることに同意していること。なお、総合支援資金及び緊急小口資金の借入申込にあたっては原則として自立相談支援事業の利用を申し込み、自立相談支援機関による支援を受けること又は既に受けていることを要件とする。